

私たちは、日本の入管法の見直しを求めます！

日本では 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、いろいろな準備が始まっていますが、生活者として日本に暮らしている外国人は 厳しい在留管理のもとで 大きな負担を 強いられています。

2012年7月9日に 「新しい在留管理制度」が スタートし、新たに「在留カード」、「特別永住者 証明書」が 導入されました。しかし、以前の外国人登録法にあった 主要な刑事罰は、そのまま出入国管理 及び 難民認定法（入管法）に移りました。在留カードには 常時 携帯 義務が 課されており、違反すると20万円以下の 罰金の対象です。また 提示義務は 両カードに課されており、違反すれば1年以下の懲役 または 20万円以下の罰金の対象になります。しかも 新制度が始まった後、在留カード 不携帯者に対して 執拗な取調べが 行なわれたケースが 多く 報告されています。指紋や DNA試料の採取まで させられたケースもあります。

また、日本人や 永住者の配偶者として 在留する外国人が 「その配偶者の身分を 有する者としての 活動」を 6か月以上 行わない場合や、住む 所が変わった 外国人が 90日以内に 届出をしない場合には、法務大臣が 在留資格を 取り消すことができるように 変更されました。実際に2014年までに 49件、配偶者の在留資格を取り消したと 法務省は 発表しています。その中には DV被害女性も含まれていたことが 民間団体の調査で わかっています。私たちは こうした在留資格 取消し制度の 拡大に ずっと反対してきましたが、逆に 政府は「偽装 滞在者 対策」と 称して、さらに取消し対象を 拡大する 入管法 改定 案を 国会に 上程しています。

さらに、在留資格を持たない非正規滞在者は地方自治体の住民登録から排除されたために、非正規滞在者の生存権、健康維持、労働、教育に関わる行政サービスが、実際には保障されないという厳しい現実も生まれています。

こうした外国人管理強化による弊害は、私たちが2009年の法案提出の時からずっと危惧を表明してきたものばかりです。

入管法の附則第61条には、政府は新制度から3年を目途に実施状況を勘案して、必要があれば法律の規定について検討し必要な措置を講ずるものとする、と定められています。

私たちは、2015年7月で3年を迎える「新しい在留管理制度」の見直しを政府に強く求めます。とくに、以下の3点を求めます。

- 1 在留資格取消し制度を廃止してください。
- 2 在留カードの常時携帯制度を廃止してください。
- 3 届出違反に対する刑事罰を廃止してください。

2015年 6月 1日

移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

日本 難民 移住 移動者 委員会 (JCaRM)

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

<http://repacp.org/aacp/changeImmigrationControl/index.php>